

〇おおぶ家庭で子育て応援クーポン交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭で子育てする保護者のリフレッシュ、育児疲れの解消等を図ることを目的として、保護者に対し、おおぶ家庭で子育て応援クーポンを交付する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一時的保育実施園 指定保育園（大府市一時的保育事業実施要領（以下「要領」という。）に規定する指定保育園をいう。以下同じ。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の12第1項の規定により一時預かり事業の開始を届け出た市内の保育施設（以下「私立保育園」という。）。
- (2) クーポン 一時的保育実施園で一時的保育を利用できるクーポンをいう。
- (3) 対象児 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている児童で、保育所等に通っていない3歳到達後最初の3月31日までの者
- (4) 保育所等 保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業又は認可外保育施設
- (5) 保護者 対象児の親権を行う者又は後見人で、対象児を現に監護し、かつ、扶養している者をいう。

(クーポン交付の対象)

第3条 クーポンの交付を受けることができる者は、対象児の保護者とする。

(交付申請)

第4条 クーポンの交付を受けようとする保護者は、家庭で子育て応援クーポン交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付等)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、対象児1人当たり6枚のクーポンを当該保護者に交付する。ただし、対象児が3歳になる年度の10月以降に転入した場合は、対象児1人当たり2枚のクーポンを当該保護者に交付する。

- 2 クーポンの使用期限は、対象児が3歳到達後最初の3月31日までとする。
- 3 クーポンの交付を受けた保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付を受けたクーポンを使用することができない。
 - (1) 対象児が大府市に居住していないとき。
 - (2) 対象児が保育所等に入所しているとき。
 - (3) 第7条第2項の規定によりクーポンの返還を求められたとき。
 - (4) その他対象児又は保護者がクーポンの交付を受ける要件に欠けたとき。
- 4 クーポンの再発行は行わない。

(クーポンの使用)

第6条 クーポンは、指定保育園を利用した場合において、1回分の使用料として使用することができる。

2 クーポンは、私立保育園の一時的保育を利用した場合において、1枚2,300円(当該一時的保育の利用料が2,300円に満たない場合は、当該利用料の額)分の利用料として使用することができる。

(不正使用等の禁止)

第7条 クーポンの交付を受けた保護者は、当該クーポンを交換し、譲渡し、売買し又は偽りその他不正な行為により使用してはならない。

2 市長は、クーポンの交付を受けた保護者が前項の規定に違反したと認めるときは、交付したクーポンの返還を求める。

3 市長は、クーポンの交付を受けた保護者が偽りその他不正な行為により当該クーポンを使用した場合において、当該保護者に対し、当該クーポンの不正使用に係る一時的保育事業の使用料を市に支払うよう請求するものとする。

(費用の請求)

第8条 私立保育園は、クーポンの使用があった月の翌月10日までに、使用済みのクーポンに請求書(第2号様式)を添えて、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により費用の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求された金額を私立保育園に支払うものとする。

(費用の返還)

第9条 市長は、私立保育園が偽りその他不正な行為により前条の規定による支払を受けたと認めるときは、その支払額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。